



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月27日金曜日 第2121号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

危険物取扱者試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更.....1035

消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更.....1035

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....1035

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧.....1036

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1036

道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....1038

開発行為に関する工事の完了.....1038

道路の供用開始（県道喜路能登線）.....1038

道路の供用開始（県道喜路能登線）.....1038

落札者等の告示.....1039

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1039

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1039

争議行為の通知の公表.....1039

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....1039

### 雑 報

環境影響評価条例の対象事業に係る工事の着手について.....1040

### 正 誤

平成21年11月20日付け第2119号愛媛県教育委員会告示第9号（平成22年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項）中...1040

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1442号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項の規定に基づ

#### ○愛媛県告示第1444号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
藤原ショッピングセンター	松山市藤原二丁目8番1外	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社フジほか1者	株式会社フジほか5者	平成21年10月17日	平成21年11月18日

き、危険物取扱者試験に係る指定試験機関から次のとおり危険物取扱者試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 指定試験機関の名称  
財団法人消防試験研究センター
- 危険物取扱者試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

変更前	松山市三番町四丁目10番地1
変更後	松山市千舟町四丁目5番地4

- 変更年月日

平成21年12月1日

#### ○愛媛県告示第1443号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定に基づき、消防設備士試験に係る指定試験機関から次のとおり消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 指定試験機関の名称  
財団法人消防試験研究センター
- 消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

変更前	松山市三番町四丁目10番地1
変更後	松山市千舟町四丁目5番地4

- 変更年月日

平成21年12月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
藤原ショッピングセンター	松山市藤原二丁目8番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前8時	午前7時	平成21年12月4日	平成21年11月18日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時45分から午前2時15分まで	午前6時45分から午前2時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1446号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第55条第1項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第4項において準用する法第36条第7項の規定に基づき、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり告示する。

当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び法第55条第4項において準用する法第36条第8項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

松山市千舟町五丁目7番1

2 意見書の提出

この告示に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、告示の日から2週間以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1447号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第

22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 宇和島市長 石橋寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市遊子2009番11から同遊子2256番までの地先公有水面

(2) 区域

次の①点から⑨6点までを順次直線で結んだ線並びに⑨6点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市遊子2009番2地先の市道に設置された金属錕)は、北緯33度12分26秒、東経132度27分42秒の地点

- ①点は、基点から真北236度56分32秒11.46メートルの地点
- ②点は、①点から真北130度53分39秒0.64メートルの地点
- ③点は、②点から真北134度23分13秒3.67メートルの地点
- ④点は、③点から真北219度51分26秒8.60メートルの地点
- ⑤点は、④点から真北309度52分16秒2.81メートルの地点
- ⑥点は、⑤点から真北39度52分04秒2.00メートルの地点
- ⑦点は、⑥点から真北309度51分29秒18.19メートルの地点
- ⑧点は、⑦点から真北309度51分30秒20.00メートルの地点
- ⑨点は、⑧点から真北307度46分51秒20.69メートルの地点
- ⑩点は、⑨点から真北307度10分38秒3.75メートルの地点
- ⑪点は、⑩点から真北214度29分41秒1.70メートルの地点
- ⑫点は、⑪点から真北304度10分15秒0.48メートルの地点
- ⑬点は、⑫点から真北33度47分20秒1.00メートルの地点
- ⑭点は、⑬点から真北301度41分23秒2.88メートルの地点
- ⑮点は、⑭点から真北209度38分16秒1.00メートルの地点
- ⑯点は、⑮点から真北298度18分55秒1.70メートルの地点
- ⑰点は、⑯点から真北27度03分04秒1.70メートルの地点
- ⑱点は、⑰点から真北291度00分45秒8.53メートルの地点
- ⑲点は、⑱点から真北278度36分34秒8.70メートルの地点
- ⑳点は、⑲点から真北266度01分57秒8.77メートルの地点
- ㉑点は、㉑点から真北261度58分22秒19.17メートルの地点
- ㉒点は、㉒点から真北260度14分03秒4.14メートルの地点
- ㉓点は、㉓点から真北265度47分21秒11.05メートルの地点
- ㉔点は、㉔点から真北277度50分26秒11.17メートルの地点
- ㉕点は、㉕点から真北289度47分18秒11.06メートルの地点
- ㉖点は、㉖点から真北301度47分08秒11.17メートルの地点
- ㉗点は、㉗点から真北307度51分17秒1.22メートルの地点
- ㉘点は、㉘点から真北217度48分59秒1.70メートルの地点
- ㉙点は、㉙点から真北307度51分27秒0.50メートルの地点
- ㉚点は、㉚点から真北37度48分46秒1.00メートルの地点
- ㉛点は、㉛点から真北306度47分37秒2.81メートルの地点
- ㉜点は、㉜点から真北217度50分54秒1.00メートルの地点

- ㉝点は、㉝点から真北305度46分18秒1.69メートルの地点
- ㉞点は、㉞点から真北35度26分16秒1.70メートルの地点
- ㉟点は、㉟点から真北303度28分58秒9.39メートルの地点
- ㊱点は、㊱点から真北298度14分41秒15.63メートルの地点
- ㊲点は、㊲点から真北298度08分05秒3.49メートルの地点
- ㊳点は、㊳点から真北292度15分34秒7.45メートルの地点
- ㊴点は、㊴点から真北277度15分46秒7.10メートルの地点
- ㊵点は、㊵点から真北261度33分46秒7.46メートルの地点
- ㊶点は、㊶点から真北245度02分44秒7.80メートルの地点
- ㊷点は、㊷点から真北234度34分45秒2.72メートルの地点
- ㊸点は、㊸点から真北144度19分50秒1.70メートルの地点
- ㊹点は、㊹点から真北234度30分13秒0.50メートルの地点
- ㊺点は、㊺点から真北323度57分34秒0.99メートルの地点
- ㊻点は、㊻点から真北233度56分33秒2.79メートルの地点
- ㊼点は、㊼点から真北143度54分45秒0.99メートルの地点
- ㊽点は、㊽点から真北233度46分44秒1.70メートルの地点
- ㊾点は、㊾点から真北323度45分33秒1.70メートルの地点
- ㊿点は、㊿点から真北233度56分19秒11.36メートルの地点
- ①00点は、①00点から真北231度34分50秒20.00メートルの地点
- ①01点は、①01点から真北231度03分38秒9.33メートルの地点
- ①02点は、①02点から真北234度01分53秒12.65メートルの地点
- ①03点は、①03点から真北242度10分37秒12.67メートルの地点
- ①04点は、①04点から真北245度05分04秒19.97メートルの地点
- ①05点は、①05点から真北246度03分57秒7.84メートルの地点
- ①06点は、①06点から真北257度52分18秒3.08メートルの地点
- ①07点は、①07点から真北270度13分43秒3.94メートルの地点
- ①08点は、①08点から真北276度02分37秒6.95メートルの地点
- ①09点は、①09点から真北275度57分41秒10.89メートルの地点
- ①10点は、①10点から真北185度54分40秒1.70メートルの地点
- ①11点は、①11点から真北275度37分05秒0.50メートルの地点
- ①12点は、①12点から真北6度15分23秒1.00メートルの地点
- ①13点は、①13点から真北276度06分38秒2.80メートルの地点
- ①14点は、①14点から真北185度37分27秒1.00メートルの地点
- ①15点は、①15点から真北275度56分40秒1.70メートルの地点
- ①16点は、①16点から真北5度54分40秒1.70メートルの地点
- ①17点は、①17点から真北275度57分15秒1.99メートルの地点
- ①18点は、①18点から真北271度16分19秒4.82メートルの地点
- ①19点は、①19点から真北258度03分10秒4.71メートルの地点
- ①20点は、①20点から真北244度49分33秒4.82メートルの地点
- ①21点は、①21点から真北231度35分49秒4.72メートルの地点
- ①22点は、①22点から真北227度07分08秒15.01メートルの地点
- ①23点は、①23点から真北230度25分55秒10.72メートルの地点
- ①24点は、①24点から真北231度00分39秒10.67メートルの地点
- ①25点は、①25点から真北230度48分47秒1.43メートルの地点
- ①26点は、①26点から真北141度03分06秒1.68メートルの地点
- ①27点は、①27点から真北231度05分07秒3.00メートルの地点
- ①28点は、①28点から真北321度03分50秒1.67メートルの地点
- ①29点は、①29点から真北231度03分40秒5.46メートルの地点
- ①30点は、①30点から真北231度00分08秒11.29メートルの地点
- ①31点は、①31点から真北227度00分26秒9.71メートルの地点
- ①32点は、①32点から真北220度29分32秒1.98メートルの地点
- ①33点は、①33点から真北129度23分39秒1.70メートルの地点
- ①34点は、①34点から真北219度07分58秒0.51メートルの地点

- ⑧6点は、⑧5点から真北 308 度47分13秒1.00メートルの地点
- ⑧7点は、⑧6点から真北 217 度11分15秒2.85メートルの地点
- ⑧8点は、⑧7点から真北 125 度35分58秒1.00メートルの地点
- ⑧9点は、⑧8点から真北 214 度36分22秒1.70メートルの地点
- ⑨0点は、⑧9点から真北 303 度38分33秒1.70メートルの地点
- ⑨1点は、⑨0点から真北 212 度11分41秒2.58メートルの地点
- ⑨2点は、⑨1点から真北 212 度05分34秒6.02メートルの地点
- ⑨3点は、⑨2点から真北 211 度47分15秒 20.00メートルの地点
- ⑨4点は、⑨3点から真北 210 度45分25秒 15.00メートルの地点

- ⑨5点は、⑨4点から真北 210 度37分07秒4.74メートルの地点
- ⑨6点は、⑨5点から真北 343 度24分13秒6.10メートルの地点
- (3) 面積  
3,660.46平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成16年6月4日 愛媛県指令16港第96号
- 4 しゅん功認可年月日  
平成21年11月27日

○愛媛県告示第1448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	松山市富久町393番3	旧	メートル 6.9～8.9	キロメートル 0.047	
			新	10.3～14.3	0.047	
"	"	松山市富久町424番3から 同町430番2まで	旧	6.4～7.9	0.240	
			新	11.0～18.0	0.240	

○愛媛県告示第1449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年11月27日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第37号 平成21年11月19日	伊予郡松前町大字筒井字唐新開1004番3	伊予郡松前町大字筒井1045番地4 中塚康徳

○愛媛県告示第1450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島1110番地先から 同市日振島1111番地先まで	平成21年11月27日

○愛媛県告示第1451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	喜路能登線	宇和島市日振島1310番地先から 同市日振島1302番地先まで	平成21年11月27日

○愛媛県告示第1452号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
行政情報処理用端末機等の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成21年11月5日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	358,260円 (月額)	一般競争入札	平成21年9月25日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年11月12日	特定非営利活動法人 愛媛アカデメイア	岡村 茂	松山市御幸2丁目6番45号グランセル松山409	この法人は、地域の学生及び若年者を中心とした就労希望者に対して、ソーシャルビジネス（S B）及びコミュニティビジネス（C B）人材育成に関する調査・研究・開発・教育の各事業を行い、地域におけるソーシャルビジネス（S B）及びコミュニティビジネス（C B）の発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年11月5日	N P O法人 ころころ	丹 直 文	松山市森松町1113番地1	この法人は、障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者の働く機会の提供と障害者が地域で生活する環境づくり等を図りながら、障害者と健全者が共生できる社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成21年11月19日あったので公表する。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 2009年度年末一時金、その他に関する事項
- 2 日時 2009年12月1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

平成21年11月13日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、

次のとおりである。

平成21年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号
1

雑 報

○公 告

西クリーンセンター（熱回収施設）建替えに係る工事の着手について

次の対象事業に係る工事に着手したので、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年11月27日

松山市長 中 村 時 広

- 1 都市計画決定権者の名称  
松山市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 西クリーンセンター（熱回収施設）建替事業
  - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
  - (3) 規模 1日当たりの処理能力 420トン
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
松山市大可賀
- 4 愛媛県環境影響評価条例第34条第1項の該当した号  
第1号
- 5 該当した時期  
平成21年9月3日

正 誤

○正 誤

平成21年11月20日付け第2119号愛媛県教育委員会告示第9号（平成22年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項）中

ページ	箇 所	誤	正
1021	右欄 上から20行目	（以下「追検者受検者」という。）	（以下「追検査受検者」という。）